

みどりの食料システム法の認定制度について(農業関係)

令和5年3月から、愛媛県で認定制度がスタートします

みどりの食料システム法(※)の認定制度は、農林漁業者が県基本計画に則して、環境に配慮しながら行う事業活動の実施計画を作成し、知事から認定を受けることで、税制・金融面の支援が受けられるようになる制度です。

※環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

基本計画(県・市町村)

特定区域内(モデル地区)

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 計画認定(県)
協定許可(市町村)

環境負荷低減に取り組む生産者

環境負荷低減事業活動実施計画

生産者の環境負荷低減を図る取組に関する計画

【取組内容】

- ・第1号活動
土づくり+化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動
- ・第2号活動
温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動
- ・第3号活動
別途農林水産大臣が定める事業活動

【支援措置】

- ・必要な設備等への無利子・低利融資
(農業改良資金等の償還期間の延長(10年→12年)等)
- ・みどり投資促進税制による特別償却
(化学肥料・化学農薬の使用低減の取組に限定)

(注)みどり投資促進税制の適用は、**令和6年3月31日**までの間に、認定実施計画に基づき対象設備等の用に供した場合に限られます。

(農林水産省資料より引用)

特定区域内(モデル地区)

特定環境負荷低減事業活動実施計画

地域ぐるみ(原則複数の生産者)で行う先進的な取組に関する計画

【取組内容】※告示

- ・有機農業による生産活動
(例)有機農業の団地化
- ・廃熱等地域資源活用による温室効果ガス削減
(例)工場の廃熱・廃CO2を活用した園芸団地
- ・先端技術の活用による環境負荷の低減
(例)地域ぐるみでのスマート農業

【支援措置】

左記の融資・税制措置に加えて、
・行政手続きのワンストップ化
(農地転用許可、補助金等交付財産の目的外使用承認等)

特定区域内(モデル地区)

有機農業の栽培管理協定

地域の事業者による栽培管理の取決め
【効果】協定の承継効、農用地区域への編入要請

(注)愛媛県では、現在、特定区域が設定されていないため、特定環境負荷低減事業活動実施計画の受付はしていません。

税制特例を受けられる機械・設備の主なイメージ



可変施肥田植え機



ラジコン草刈り機



マニュアルプレッダ

水田用除草機
マニュアルプレッダ
紙マルチ田植機
色彩選別機
自動灌水施肥装置
(環境制御装置)
種子温湯装置 など

対象機械リスト
(農水省HP)



(写真は農林水産省資料より引用)

Q 環境負荷低減事業活動の内容は？

みどりの食料システム法第2条第4項の第1号から第3号に規定された環境負荷低減事業活動を、それぞれ「第1号活動」、「第2号活動」、「第3号活動」と言います。

第1号活動は、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う事業活動、**第2号活動**は、温室効果ガスの排出量の削減に取り組む事業活動、**第3号活動**は、農林水産省告示で定める事業活動で、農林漁業者はいずれかの事業活動に取り組む計画を作成・申請すれば、認定を受けることができます。

なお、当該事業活動が、基本計画に則したもので、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであることが必要です。

Q 認定を受けるまでの流れは？

「愛媛県みどりの食料システム基本計画」に則した5年間の環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、最寄の地方局農業振興課へ提出します。



認定通知書

県審査会において、提出された申請書類が審査され、基準を満たしていると認められれば、認定通知をします。

なお、第1号活動の認定農業者は、**えひめの「エコファーマー」**に認定されます。



計画に基づいて環境に配慮した事業活動に取り組みます！

Q 第1号活動の具体的な内容は？

土づくり技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術の3つを一体的に行う事業活動で、各技術には、それぞれ以下のような技術があります。

化学肥料・化学農薬を県の基準より3割以上の低減を目指します。



①土づくり技術

- ・たい肥などの有機物施用
- ・緑肥作物のすき込み

①、②、③の各技術から1つ以上技術を導入します。



②化学肥料低減技術

- ・有機質肥料施用
- ・局所施肥
- ・肥効調節型肥料施用

3つの技術

③化学合成農薬低減技術

- ・機械除草
- ・生物農薬利用
- ・マルチ栽培
- ・天然物質由来農薬利用 など

※「愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針」に技術等を記載していますので、参照ください。

Q エコファーマーになると、どんなメリットがあるの？

エコファーマーの認定書・認定番号の交付を受け、えひめの「エコファーマー」ロゴマークが無料で使用できますので、環境に優しい農業生産活動により、環境負荷低減と安全・安心な農産物の供給に努めている農業者であることを、PRすることが可能です。

<えひめの「エコファーマー」ロゴマーク 4種類>



- ※マーク使用には申請が必要です。
- ※マークは農産物に添付するシール、パンフレット、チラシ、POP、HP等に使用できます。
- ※旧持続農業法の「エコファーマー」と取組内容は同じですが、認定番号・ロゴマークが区別されます。

Q 第2号活動、第3号活動の具体的な内容は？

【第2号活動】

- ・燃油使用量等の低減を図るための省エネ設備の導入
- ・水田における中干期間の延長等の取組など



施設園芸用ピートポンプ



メタン排出を抑制する
堆肥の自動攪拌装置



長期中干し



秋耕

【第3号活動】

- ・水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・バイオ炭の農地施用
- ・プラスチック資材の排出又は流出の抑制
- ・化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術を用いて行う事業活動など



農地土壌に炭素を貯留



生分解性マルチの利用

※「愛媛県環境負荷低減事業活動の促進等に関する指針」に取組事例等を記載していますので、参照ください。

(写真は農林水産省資料より引用)



これらの事業活動は、安心・安全な農産物の提供、国連の持続可能な開発目標(SDGs)、4パーミルイニシアチブの達成につながる取組です。

※4パーミルイニシアチブとは、土壌中の炭素量を毎年4パーミル(4/1000)増やすことができれば、大気 CO2の増加量を相殺し、温暖化を防止できるという考え方に基づいた国際的な取組。



関連する
SDGs



お問い合わせ先

農業に関する技術や申請手続きについては、最寄りの地方局農業振興課、支局地域農業育成室、農業指導班へご相談ください。

東予地方局農業振興課	TEL 0898-68-7322
四国中央農業指導班	TEL 0896-23-2394
今治支局地域農業育成室	TEL 0898-23-2570
しまなみ農業指導班	TEL 0897-72-2724
中予地方局農業振興課	TEL 089-909-8761
伊予農業指導班	TEL 089-982-0477
久万高原農業指導班	TEL 0892-21-0314
南予地方局農業振興課	TEL 0895-28-6145
鬼北農業指導班	TEL 0895-45-0037
愛南農業指導班	TEL 0895-72-0149
八幡浜支局地域農業育成室	TEL 0894-23-0163
大洲農業指導班	TEL 0893-24-4125
西予農業指導班	TEL 0894-62-0407
農林水産部農業振興局農産園芸課	TEL 089-912-2555



お気軽にお問い合わせください



「愛媛県みどりの食料システム基本計画(県と市町共同で3月作成)」と認定制度の様式等については、県ホームページをご覧ください。

基本計画について：<https://www.pref.ehime.jp/shigoto/nogyo/hore/index.html>

認定制度について：<https://www.pref.ehime.jp/noukei/eco/eco2.html>

みどりの食料システム法の概要並びに税制・金融上の支援措置の詳細については、農林水産省ホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>